

2020年1月22日（水）

第3回 自衛隊中東派遣問題 野党合同ヒアリング  
省庁出席者

■防衛省

防衛政策局防衛政策課長  
防衛政策局運用政策課長  
統合幕僚監部首席参事官

安藤 敦史  
米山 栄一  
池松 英浩

■外務省

総合外交政策局安全保障政策課長  
中東アフリカ局中東第二課長  
国際法局国際法課長代理

八塚 哲  
辻 昭弘  
北川 剛史

■内閣官房

国家安全保障局企画官

足立 秀彰

## 第2回 自衛隊中東派遣問題 野党合同ヒアリング 宿題項目

1. 安倍総理のサウジアラビア・UAE・オマーン訪問の内容がわかる資料を提出してください。
2. 今回の問題に対する中国、ロシアの反応が分かる資料を提出してください。
3. 防衛省設置法を根拠に収集した情報をアメリカ側に提供できるという法令上の根拠を示してください。

## 中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について

令和元年12月27日  
国家安全保障会議決定  
閣議決定

中東地域の平和と安定は、我が国を含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要である。また、世界における主要なエネルギーの供給源である中東地域において、日本関係船舶（日本籍船及び日本人が乗船する外国籍船のほか、我が国の船舶運航事業者が運航する外国籍船又は我が国の積荷を輸送している外国籍船であって我が国国民の安定的な経済活動にとって重要な船舶をいう。以下同じ。）の航行の安全を確保することは非常に重要である。

中東地域において緊張が高まる中、船舶を対象とした攻撃事案が生起し、令和元年6月には日本関係船舶の被害も発生している。このような状況に鑑み、各国は、同地域において艦船、航空機などを活用した航行の安全確保の取組を強化している。米国は、海洋安全保障イニシアティブの下、英国や豪州等と共に、艦船等による活動を行っており、フランスも、欧州諸国のイニシアティブに取り組んでおり、アラブ首長国連邦に司令部を設置することを表明している。このほか、インドも艦船による活動を独自に行っている。このように、国際社会において、多様な手段で船舶の航行の安全のための情報を収集し、あるいは安全確保に万全を期すという取組が行われている状況にある。

以上の点に鑑み、中東地域における平和と安定及び日本関係船舶の安全の確保のため、我が国独自の取組として、中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けた更なる外交努力、関係業界との綿密な情報共有をはじめとする航行安全対策の徹底並びに情報収集態勢強化のための自衛隊の艦艇及び航空機の活用について、政府一体となった総合的な施策を関係省庁が連携して実施することとし、その重要性に鑑み、閣議決定を行い、下記により対応する。

### 記

#### 1. 更なる外交努力

我が国は、米国と同盟関係にあり、同時にイランと長年良好な関係を

維持するなど、中東の安定に關係する各国と良好な關係を築いている。これを活かし、中東の緊張緩和と情勢の安定化に向け、関係国に対する様々なレベルでの働きかけを含む更なる外交努力を行う。また、船舶の安全な航行に大きな役割を有する沿岸諸国に対し、航行安全確保のための働きかけを引き続き実施する。中東地域における自衛隊の活動については、これまででも地域の関係国の理解を得るよう努めてきているが、下記3.における自衛隊の情報収集活動について、地域の関係国の理解を得られるよう努力を継続する。

## 2. 航行安全対策の徹底

関係業界との綿密な情報共有をはじめとする航行安全対策を徹底する。具体的には、下記3.の自衛隊による情報収集活動で得られた情報及び関係省庁が得た情報の共有を含めた政府内及び政府と関係業界との間の連携体制を構築する。また、船舶の航行安全に影響を及ぼし得る情報に基づき、関係業界に対する迅速な情報提供及び適時の警戒要請を行うとともに、関係業界による航行上の措置の実施などの自主的な安全対策の徹底を促す。

## 3. 自衛隊による情報収集活動

中東地域においては、日本関係船舶の防護の実施を直ちに要する状況はないものの、中東地域で緊張が高まっている状況を踏まえると、日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集態勢を強化することが必要である。そのため、我が国から中東地域までの距離、この地域における活動実績及び情報収集に際して行う各部隊・機関との連携の重要性を勘案し、自衛隊による情報収集活動を行うこととする。

この自衛隊による情報収集活動は、政府の航行安全対策の一環として日本関係船舶の安全確保に必要な情報を収集するものであり、これは、不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応として以下(4)に定める自衛隊法(昭和29年法律第165号)第82条に規定する海上における警備行動(以下「海上警備行動」という。)に関し、その要否に係る判断や発令時の円滑な実施に必要であることから、防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第4条第1項第18号の規定に基づき実施する。

基本的な実施方針は以下のとおりであり、その詳細は、防衛大臣の命令に定めることとする。

### (1) 収集する情報

下記（3）に示す海域において、船舶の航行の安全に直接影響を及ぼす情報その他の航行の安全確保に必要な情報の収集を行う。

#### （2）装備

所要の調整を経て、護衛艦を新規に1隻派遣するとともに、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成21年法律第55号。以下「海賊対処法」という。）第7条第1項の規定による海賊対処行動に現に従事する自衛隊の部隊（以下「海賊対処部隊」という。）の固定翼哨戒機P-3Cを活用する。なお、海賊対処部隊による情報収集活動については、海賊対処行動に支障を及ぼさない範囲で実施する。

#### （3）活動の地理的範囲

（2）の護衛艦及び固定翼哨戒機による情報収集活動の地理的範囲は、オマーン湾、アラビア海北部及びバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海（沿岸国の排他的経済水域を含む。）とする。護衛艦が補給等を行う場合には、当該三海域に面する港に寄港するものとする。

#### （4）不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応

不測の事態が発生するなど状況が変化する場合には、関係省庁は連携して状況の把握に努め、相互に緊密かつ迅速に情報共有するとともに、政府全体としての対応を強化する。その上で、当該状況への対応として、自衛隊による更なる措置が必要と認められる場合には、自衛隊法第82条の規定に基づき、海上警備行動を発令して対応する。当該発令に際しては、迅速な意思決定に努めることとする。

海上警備行動に際してとり得る措置は、旗国主義の原則をはじめとする国際法を踏まえ、保護対象船舶が日本籍船か外国籍船かの別、侵害の態様といった個別具体的な状況に応じて対応することとなる。

#### （5）自衛隊の部隊の安全確保

情報収集活動の実施に当たっては、活動海域の情勢に係る十分な情報収集、安全確保に必要な機材の搭載、事前の適切な教育訓練等を通じ、自衛隊の部隊の安全の確保に万全を期す。

#### （6）関係省庁間の協力

情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の実効性確保のため、関係省庁は連携を密にし、当該対応についての認識を共有するとともに、訓練等を通じて対処能力向上等を図り、状況に迅速に対応することができる態勢を整備する。

#### （7）諸外国等との連携

我が国は中東地域の航行の安全に係る特定の枠組みには参加せず、

自衛隊の情報収集活動は我が国独自の取組として行うものであるが、諸外国等と必要な意思疎通や連携を行う。

(8) 自衛隊の活動期間

本閣議決定に基づく自衛隊による活動を行うべき期間（訓練等の準備期間を含む。）は、令和元年12月27日から令和2年12月26日までとする。なお、本閣議決定に基づく自衛隊による活動を延長する必要があると認められる場合には、再度閣議決定を行う。右期間の満了前に、本項に記す必要性に照らし、自衛隊による活動が必要と認められなくなった場合には、その時点において当該活動を終了するほか、情勢に顕著な変化があった場合は、国家安全保障会議において対応を検討する。

4. 国会報告

海賊対処法に基づく自衛隊の行動に係る事項については、海賊対処法第7条第3項の規定により国会に報告されていることにも鑑み、本閣議決定（これを変更する場合を含む。）及び当該活動が終了したときはその結果を国会に報告する。

以上

# 安倍総理の中東訪問(サウジ, UAE, オマーン)

## 主な日程

### 12日 【サウジ】

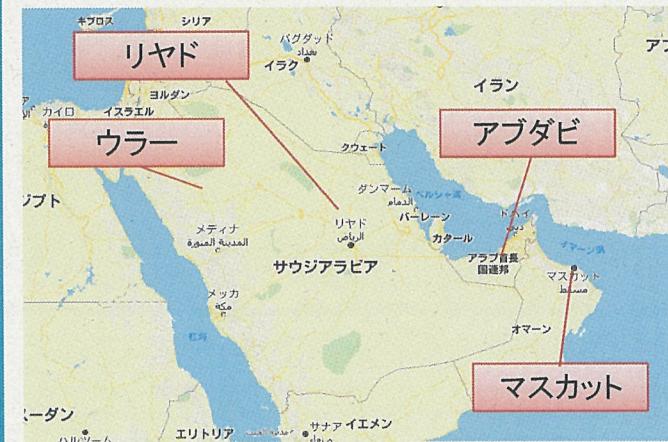
リヤド：サルマン国王との午餐会、首脳会談  
ウラー：ムハンマド皇太子との会談(全体会合+1対1)、夕食会

### 13日 【UAE】

ムハンマド・アブダビ皇太子との会談(全体会合+少人数)、夕食会

### 14日 【オマーン】

カブース前国王の崩御を受けハイサム新国王に弔問  
アスアド副首相兼国王特別代理と会談  
ファハド副首相との会談



## 概要と評価

- 緊張が高まる中東において、事態の更なる悪化を避けるための外交努力の一環として、地域に大きな影響力を有する国々を訪問し、**首脳レベルで率直な意見交換**を実施。
- 各国との間では、事態の悪化を防ぐため、すべての関係者が自制的に対応し、**あらゆる外交努力を尽くすべきとの認識**で一致。
- また、関係国の自制的な対応により緊張緩和の動きが見られるこの機会を生かし、**地域の様々な問題について平和的な、そして対話を通じた解決に向けた機運を醸成していくことが重要である**との認識を各国とも共有した。
- 日本関係船舶の安全航行の確保を目的とした自衛隊による情報収集について説明を行い、各國の理解と支持を得た。
- 各国との二国間関係強化を図るとともに、オマーンにおいてはカブース国王崩御の弔問を実施。

## サウジアラビア:ムハンマド皇太子との会談

最終更新  
—

### (1) 中東地域の緊張緩和と情勢安定化に向けた取組

- 安倍総理から、日本は引き続き緊張緩和及び情勢の安定化に向けて最大限の外交努力を粘り強く行い、**全ての関係者に緊張緩和のための外交努力を尽くすことを求めており、サウジアラビアとも連携したい旨述べた。**
- ムハンマド皇太子から、日本の外交努力を評価している、当事国間の対話が必要不可欠であり、サウジも取り組みを強めていく旨発言があった。
- 両者は**地域の安定と緊張緩和に向け、関係国間の力を結集すべきとの認識で完全に一致。**



### (2) 航行の安全確保

- 安倍総理から、日本関係船舶の安全航行の確保を目的とした自衛隊による情報収集を行うことを説明。
- ムハンマド皇太子から、**日本の取組を完全に評価する旨発言**があり、引き続き連携することで一致した。

### (3) 二国間関係等

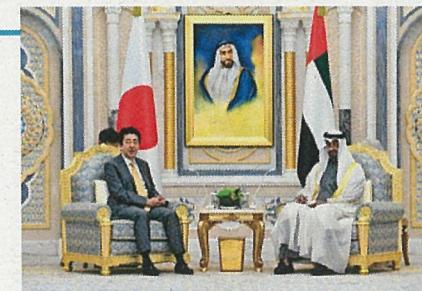
- 「日・サウジ・ビジョン2030」を通じたサウジの改革支援、**G20リヤド・サミットの成功に向けた連携を確認。**
- 日本への石油の安定供給についてのコミットメントが改めて示された。

## UAE:ムハンマド・アブダビ皇太子との会談



### (1) 中東地域の緊張緩和

- 安倍総理から、日本は粘り強い外交努力を継続、UAEとも連携して役割を果たしたい旨発言。
- ムハンマド・アブダビ皇太子から、中東地域の**緊張の高まりに対する憂慮を共有する、地域の安定化に向け日本、サウジアラビアなど関係国と歩調を合わせて外交努力を尽くしていく旨発言**があり、両者は緊密に連携していくことで一致。



### (2) 航行の安全確保

- 安倍総理から、日本関係船舶の安全航行の確保を目的とした自衛隊による情報収集を行うことを説明。
- ムハンマド皇太子から、**日本の海洋安全保障に対する取り組みを歓迎する、UAEは沿岸国として日本の活動に関する具体的な協力や支援を惜しまない旨述べた。**

### (3) 二国間関係等

- 「**包括的・戦略的パートナーシップ**」の下、幅広い分野で協力を一層深化させていくことを確認。
- 安倍総理から、**UAE国民に対する完全なビザ免除措置導入を伝達。石油の共同備蓄についての覚書を交換。**
- 日本も含む世界への石油の安定供給についてのコミットメントが示された。

## オマーン：ハイサム新国王への弔問、アスアド国王特別代理、ファハド副首相との会談



## (1) カブース前国王崩御を受けたハイサム国王への弔問

- 安倍総理から1月10日に崩御されたカブース前国王への哀悼の意を伝達。
- 安倍総理から、地域バランスを重視し、安定に貢献するオマーンは日本にとり戦略的なパートナーである旨述べた。
- ハイサム国王から、日本との関係は歴史的なものであり、この関係をさらに発展させたいと述べ、両首脳は、地域の安定と二国間関係の強化に向け協力を深化させていくことで一致。



## (2) 中東地域の緊張緩和

- 安倍総理から、中東情勢が緊迫の度を高める中、事態の更なるエスカレーションを避けるべく、日本として引き続き粘り強い外交努力を行っていくことを説明した。
- アスアド副首相兼国王特別代理から、対話を通じた問題解決のため、外交努力を継続していくことが重要であり、緊張緩和に向けた日本の外交努力を評価している旨の発言があり、両者は地域の平和と安定に向けて協力していくことで一致。

## (3) 航行の安全確保

- 安倍総理から、日本関係船舶の安全航行の確保を目的とした自衛隊による情報収集を行うことを説明した。
- ハイサム国王から、日本の取組を歓迎する旨の発言があった。
- アスアド副首相兼国王特別代理から、日本の取組を高く評価し、今後協力していきたい旨の発言があり、航行の安全確保に向け、引き続き連携することで一致。

## (4) 二国間関係

- 安倍総理から、オマーンとは同じ海洋国家としての価値観を共有しており、自由で開かれたインド太平洋の実現も含め、海洋安全保障を維持する観点からも極めて重要な国である旨述べた。
- 安倍総理から、オマーンから日本へのエネルギーの安定供給の継続を依頼。

## 1. 経緯

※日時はいずれも現地時間

- 12月27日、イラク北部の軍事基地へのロケット攻撃により、米国民（民間軍事会社所属）1名が死亡。
- 12月29日、米軍は、27日の攻撃への報復として、**イラク及びシリア国内のカタイブ・ヒズボッラーの拠点5カ所への空爆を実施**し、兵士25名死亡。
- 12月31日、死亡者の葬列参加者が在イラク米大使館前で抗議活動を実施し、**大使館敷地を囲む外壁に放火**。
- 1月3日未明、**米軍の空爆**により、バグダッド空港付近でソレイマニ・イラン革命ガード司令官とムハンディス人民動員部隊（PMU）機構副長官らが死亡。
- 1月8日未明、**革命ガード**はバグダッド北部アル・アサド基地やエルビル基地等に弾道ミサイルを発射。

## 2. 関係国の反応

### (1) 英独仏

- 1月5日、英独仏首脳は、「今は、**事態を沈静化することが重要**」、全ての関係者に**最大限の抑制を訴える**旨の共同声明を発出。
- 1月8日、英独仏外相は、**イランによるイラク軍基地への攻撃を非難**する声明を発出。

### (2) ロシア

- 1月3日、露外務省は、米国の行為は「**地域の緊張を新たに高めるもの**である」との声明を発表。
- 1月8日、ロシア・トルコ首脳会談後に発表された共同声明において、イランによる報復攻撃について、「我々は、攻撃の応酬や一方による武力の使用は、何者の利益にもならず、**新たな不安定をもたらす**」旨言及（露大統領府HP）。

### (3) 中国

- 1月4日、イラン外相との電話会談の中で王毅外相は、「米側の軍事的な冒険行為は**国際社会の基本準則に違反**しており、**地域情勢の緊張・動搖を悪化させる**」する旨述べた（中国外交部発表）。
- 1月8日、中国外務省はイランによる報復攻撃について「現在の事態を憂慮しており、我々は対話・交渉等の平和的な方式を通じて、互いの矛盾や相違を適切に解消すべきであると一貫して主張している」旨述べた（中国外交部定例記者会見）。

令和2年1月22日  
防衛省

防衛省設置法を根拠に収集した情報をアメリカ側に提供できるという法令上の根拠を示してください。

今般の情報収集活動で得られた情報は、必要に応じ、米軍にも提供しますが、これは情報収集活動の一環として行うものであり、その法的根拠は、情報収集活動と同様、防衛省設置法第4条第1項第18号の「所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと」になります。